

沖縄県公報

定期発行日 毎週火・金曜日

当日が県の休日に当たるときは休刊とする。

目	欠
---	---

4	_
<u>-</u>	715
	/ 1\

O 年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示の一部を改正する告示(職員	
厚生課)	1
o沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2の規定に基づき知事が別	
に定める金額の一部を改正する告示(職員厚生課)	2
o 市営土地改良事業施行の同意(村づくり計画課) :	3
○ 地域森林計画の公表(森林緑地課)	3
○地域森林計画の変更の公表・2件(森林緑地課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
○民有保安林の指定の解除(森林緑地課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
公告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
o 建設業者の許可の取消し(土木企画課)	4
o開発行為に関する工事の完了・4件(南部土木事務所)	5

沖縄県告示第9号

平成4年沖縄県告示第532号(年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める 告示)の一部を次のように改正する。

平成23年1月14日

沖縄県知事職務代理者

示

沖縄県副知事 安里 カッチ

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,575円	13, 255円
20歳以上25歳未満	5, 115円	13, 255円
25歳以上30歳未満	5,777円	13,837円
30歳以上35歳未満	6, 349円	16,712円
35歳以上40歳未満	6,844円	19, 454円
40歳以上45歳未満	7,088円	22, 362円
45歳以上50歳未満	7,016円	23,916円
50歳以上55歳未満	6,612円	24,900円
55歳以上60歳未満	5,906円	23, 499円

60歳以上65歳未満	4,634円	20, 364円
65歳以上70歳未満	4,030円	14, 419円
70歳以上	4,030円	13, 255円

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成23年1月14日から施行し、改正後の本則の表(20歳未満の項最高限度額の欄、20歳以上25歳未満の項最高限度額の欄、35歳以上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項最低限度額の欄、60歳以上65歳未満の項最高限度額の欄、65歳以上70歳未満の項最低限度額の欄及び70歳以上の項の欄を除く。)の規定は、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の本則の表(20歳未満の項最高限度額の欄、20歳以上25歳未満の項最高限度額の欄、35歳以上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項最低限度額の欄、60歳以上65歳未満の項最高限度額の欄、65歳以上70歳未満の項最低限度額の欄及び70歳以上の項の欄を除く。)の規定は、平成22年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び当該期間に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、次のとおりとする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳以上25歳未満	5,019円	13,511円
25歳以上30歳未満	5,851円	13,721円
30歳以上35歳未満	6,504円	16, 549円
40歳以上45歳未満	7, 273円	23, 141円
45歳以上50歳未満	7,092円	24, 581円
50歳以上55歳未満	6,600円	24,836円
55歳以上60歳未満	5,967円	23, 892円
60歳以上65歳未満	4,650円	21, 110円
65歳以上70歳未満	4,090円	15, 230円

沖縄県告示第10号

平成8年沖縄県告示第628号(沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2の規定に基づき知事が別に定める金額)の一部を次のように改正する。

平成23年1月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 安里 カッチ

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,960円」を「104,730円」に、「56,930円」を「56,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,480円」を「52,370円」に、「28,470円」を「28,400円」に改める。

附則

1 この告示は、平成23年1月14日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

沖縄県告示第11号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり市営土地改良事業の施行を同意した。

平成23年1月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 安里 カッチ

- 1 土地改良事業を行う者の名称 うるま市
- 2 地区名及び事業名
- (1) 地区名 うるま第4地区
- (2) 事業名 土地改良事業 (農業用用排水施設)
- 3 同意年月日 平成23年1月4日

沖縄県告示第12号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、平成23年4月1日以降10年間における沖縄中南部地域森林計画区の地域森林計画を定めた。

なお、当該計画書を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。

平成23年1月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 安里 カッチ

沖縄県告示第13号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により、平成21年沖縄県告示第24号で公表した沖縄 北部地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。

平成23年1月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 安里 カッチ

沖縄県告示第14号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により、平成20年沖縄県告示第16号で公表した宮古 八重山地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産 整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。

平成23年1月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 安里 カッ子

沖縄県告示第15号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。 平成23年1月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 安里 カッチ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡官野座村字松田前原2054番1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター 森林整備保全課において縦覧に供する。)

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法 人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成23年2月26日まで縦覧に供する。

平成23年1月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 安里 カッチ

- 1 申請のあった年月日 平成22年12月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人初穂
- 3 代表者の氏名 仲原エムリ
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市中央一丁目8番7号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して、その障害者雇用の促進に関する事業及び社会的 自立の促進と生活の支援、資質向上に関する事業を行い、沖縄県民が障害者に対する理解を深め交流の促 進を図る事業を実施し、地域と社会の福祉の向上の増進に寄与することを目的とする。

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成23年1月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 安里 カッチ

- 1(1) 処分をした年月日 平成22年12月17日
 - (2) 商号名 沖翔建設株式会社
 - (3) 代表者名 政野悦男
 - (4) 所在地 豊見城市字豊見城130番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-18) 第9004号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成22年12月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成22年12月24日
 - (2) 商号名 有限会社大屋土建
 - (3) 代表者名 渡慶次登
 - (4) 所在地 うるま市字栄野比717番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (特-17) 第4988号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成22年11月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成22年12月24日
 - (2) 商号名 南郷建設
 - (3) 代表者名 當銘正
 - (4) 所在地 豊見城市字翁長772番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-19) 第10313号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成22年11月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成22年12月24日
 - (2) 商号名 世紀開発株式会社
 - (3) 代表者名 當間幸夫
 - (4) 所在地 宜野湾市字宇地泊593番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-19) 第9361号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成22年12月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成22年12月24日
 - (2) 商号名 株式会社松川建設
 - (3) 代表者名 松川智
 - (4) 所在地 宮古島市平良字久貝1062番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第497号、沖縄県知事 許可(般-22)第497号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成22年12月10日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成22年12月24日
 - (2) 商号名 有限会社奥間建材
 - (3) 代表者名 奥間一輝
 - (4) 所在地 沖縄市字与儀433番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-20) 第4900号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成22年12月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成22年12月24日
 - (2) 商号名 環ハウス株式会社
 - (3) 代表者名 玉城あきみ
 - (4) 所在地 那覇市壺川1丁目12番8号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (特-18) 第4760号、沖縄県知事 許可 (般-18) 第4760号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び清掃施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成22年12月17日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び清掃施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成22年12月24日
 - (2) 商号名 株式会社仲屋商事
 - (3) 代表者名 屋部憲二
 - (4) 所在地 名護市東江四丁目6番17号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-18) 第11162号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成22年12月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月14日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年12月11日 沖縄県指令南土第1454号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字官次25番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字外間176番地1県営外間高層住宅1014号 比嘉成人
- 5 検査済証番号 平成22年9月24日 N第241号
- 6 工事完了年月日 平成22年9月7日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月14日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年2月5日 沖縄県指令南土第164号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字稲嶺伊久田原2039番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字古波蔵129番地1幸ビル309 平良恵典
- 5 検査済証番号 平成22年10月1日 N第242号
- 6 工事完了年月日 平成22年9月1日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月14日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年9月14日 沖縄県指令南土第1075号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原296番 4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市字宇堅919番地 社会福祉法人宇堅福祉会 理事長 比嘉一信
- 5 検査済証番号 平成22年10月12日 N第243号
- 6 工事完了年月日 平成22年10月5日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年1月14日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年9月14日 沖縄県指令南土第1059号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字兼城西平原340番ほか1筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市前島 3 丁目13番11号 株式会社高橋土建 代表取締役 赤嶺栄
- 5 検査済証番号 平成22年10月6日 N第244号
- 6 工事完了年月日 平成22年9月27日

発 行 所沖 縄 県 総 務 部

総務私学課 電話 098-866-2074 印刷所 有限会社 ドリーム印刷

〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6

販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F

購 読 料 1部1箇月1,800円